別記様式一（第54条第１項関係）（法第53条第１項の規定により立入調査又は質問を行う場合）

（表）

第　　号
年　　月　　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

写

真

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第53条第１項の規定による立入調査又は質問をする職員であることを証明する。

発行者

（裏）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）（抄）

（輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等）

第53条　主務大臣は、第５章第１節の規定の施行に必要な限度において、第15条第１項から第３項までの規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第17条第１項から第３項までの規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の事業を行う場所（以下「事業所等」と総称する。）に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

２　（略）

３　前２項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

５　第15条第１項若しくは第２項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第17条第１項若しくは第２項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等が、第１項若しくは第２項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、主務大臣又は都道府県知事等は、それぞれ、自らが行った輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すことができる。

６　第17条第６項の規定は、前項の規定による適合施設の認定の取消しについて準用する。

（以下略）

別記様式一（第33条第１項関係）（法第38条第１項の規定により立入調査又は質問を行う場合）

（表）

第　　号
年　　月　　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

写

真

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第38条第１項の規定による立入調査又は質問をする職員であることを証明する。

発行者

（裏）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）（抄）

（輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等）

第38条　主務大臣は、第５章第１節の規定の施行に必要な限度において、第15条第１項若しくは第２項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第17条第１項から第３項までの規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の事業を行う場所（以下「事業所等」と総称する。）に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

２　（略）

３　前２項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

５　第15条第１項若しくは第２項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第17条第１項若しくは第２項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等が、第１項若しくは第２項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、主務大臣又は都道府県知事等は、それぞれ、自らが行った輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すことができる。

６　第17条第６項の規定は、前項の規定による適合施設の認定の取消しについて準用する。

（以下略）